

郷土資料集 五

懷中島記 全

西之表市立図書館



## 序

元祿の頃に編成された「種子島ポケット便覧」ともいえる懐中島記は、昭和三十七年、中種子高等学校地歴部の機関誌「種子島民俗」第十四号で紹介されましたが、それから二〇年近く、いまではなかなか入手はもとよりみることも困難になりました。幸い、豊山文庫本が現在当館に保存されており、又各位から刊行を希む声も以前からあって、ここに郷土資料集として、一般の方々への利用に供する次第です。

資料は活字にせず、複本の形で印刷に付しました。又、参考資料として、鹿大史学第十号（昭和三十七年）に増村宏先生が解説された「懐中島記と垂城録・二つの郷土史料について」の中から懐中島記の部分をそのまま収載させて頂きましたが、先生には、本紙を藉り厚く御礼を申し上げます。

原本には、虫喰による欠字のところがあ、その部分は種子島民俗（出典は増村先生の解説にある鹿大農学部本）、鮫島宗美写本、日高本、（博物館蔵）を参考に一部補筆を加えました。ただし、豊山本と種子島民俗（農学部本）で数字等の異なるところでは、他の参考資料とも勘案のうえ、農学部本を採用しなかつたところもあります。

今後、新資料の発見と各位の研究に期待する次第であります。

昭和五十七年二月一日

西之表市立図書館長

河 東 瞭

日本書紀 有廿九卷  
天武天皇

白鳳六年二月饗多祢島人等飛鳥寺西槻下  
八年十一月丁丑朔己亥大乙下倭馬飼部造連  
爲大使小乙下上寸主光次爲小使遣多祢島  
仍賜爵一級

十年八月丁卯朔丙戌遣多祢島使人等貢  
多祢國圖其國去京五千余里居筑紫南海  
中切髮草裳粳稻常豐一菹雨收土毛支子

莞子及種種海物等多ニハサナリ

九月丁酉朔庚戌饗多祢島人等干飛鳥寺西

河邊奏種種樂ウタヒナラ

十一年七月壬辰朔丙辰多祢人掖玖人阿麻弥

人賜祿各有差

十二年三月戊子朔丙午遣多祢人等返之

「遣」人多  
「返之」は  
「遣多祢  
使人等返  
之」  
（国史大  
系・吉川  
弘文館）  
の脱字、  
ならん。

本朝文粹 有四卷

論奏

太政大臣謹奏

停多祢島隸大隅國事

格五都良香

右參議太宰太貳從四位下小野朝臣峯守等解

備謹檢案內太政官去二月十一日符備件島南

居海中入兵之弱在於國家良非扞城夫島司

一平給物准稻三萬六十束其島貢調鹿皮

一百餘領更無別物可謂有名無實多損少益

右大臣宣奉勅沮勘利害言上者南溟祿々無

國無敵有損無益一如符旨須停島隸大隅國

計其課口不足一鄉量其土地有餘一郡能滿

合於駁謨益救合於熊毛四郡為一於事得使者



聖帝登樞事期濟世明王布政理貴適時臣等  
商量昔漢元帝納賈捐之言罷珠崖郡前吏以  
爲美談後世稱其英利雖建國量疆非無分野  
而卹民救急猶棄外郡况溟海之外費損如此加  
以往還之史漂亡者多運送之民蕩沒不少守無  
益之地損有用之物求之政典深迂物議伏望依  
件停議以省邊弊伏聽 天裁謹以申聞謹奏

天長元年九月三日

### 懷中島記目錄

- 一 種子島縱橫道程之事
- 一 天下御朱印高之事
- 一 寬永御竿高之事
- 一 萬治御竿高之事
- 一 男女人數之事
- 一 牛馬數之事
- 一 島主元祖之事
- 一 同姓之事

- 一 同幕紋之事
- 一 同馬印之事
- 一 同重代太刀之事
- 一 同住所之事
- 一 年始古例之事
- 一 赤尾木三箇寺之事
- 一 島主家為島津家旗下事
- 一 屋久惠良部兩島之事
- 一 硫磺竹島黑島三島之事

- 一 七島之内卧地平二島之事
- 一 三島法華一宗歸伏之事
- 一 島津家賜御諱字事
- 一 大守御家與島主家縁組之事
- 一 島主官位昇進之事
- 一 同家支流之事
- 一 襲來祢寢重長事
- 一 鐵炮始之事
- 一 肥後州御合戰年數之事

- 一 肥前州龍造寺島原合戰年數之事
- 一 筑前豐後州御合戰年數之事
- 一 高麗入年數之事
- 一 所替之事
- 一 屋久惠良部兩島被召上事
- 一 庄内弓箭年數之事
- 一 関ヶ原御合戰年數之事
- 一 穆佐陣年數之事
- 一 琉球入年數之事

- 一 島中御藏入高賜四千斛事
- 一 廻國上使御下島之事
- 一 忠特麿府居住之事
- 一 島主為 太守家老職事
- 一 島主年始 太守江目見之事
- 一 忠時奉見 將軍家事
- 一 當島預人之事
- 一 太守江獻上物之事
- 一 久時江府參勤之事

- 一 夕時奉見 將軍家事
- 一 島中十八村之事
- 一 同御用木數之事
- 一 同船數之事
- 一 同鐵炮數之事

懷中島記

上妻隆直誌

一 種子島南北十六里東西一里二里乃至三四

里以北為島上

一 天下御朱印 高五千二百五斛七斗一升九合 熊毛郡 九ヶ村

一 高八千二百七十三斛二斗一升 御國地 十八ヶ村

外 高千七百廿六斛七斗九合 吉利横瀬 永吉 育里

一 高八千七百廿三斛一斗二升三合 御國地 十八ヶ村

外 高千五百十三斛二斗九升三合 御國地 溪山内 松山内 大崎内 國分内 幸良内 敷根内

合高壹萬二百卅六斛四斗一升七合

內 五千九百卅三斛一升八合 倉入

三千九百一十一斛八斗五升四合 給分地

四百壹斛五斗四升五合 島中 寺社領

貞享元年改 一 男女八千百人 男四千三百五十九人 女三千七百四十一人 島中

內 男女千五百三十一人 赤尾木 士給人

同二千二十二 諸村 士給人

同百九十七人 赤尾木 町人

同二千八百廿九人 島中 百姓

同七百五十五人 右同 浦濱

同五百十七人 右同 塩屋

同百九十七人 內百十二人出家 出家并寺開

同五十五人 流人

正保三年改 一 牛馬千百四十匹 定請 島中

不依増減永代以定數貢納口錢

一 島主元祖之事

号 肥後守信基信基者太政大臣清盛公二男

家傳 嫡男 安藝判官基盛男左馬頭平行盛之子

也 平家没落之後北條平時政為養子



鑲倉矣時政以執奏賜種島家傳加領領之元  
祖信基信式信真真時時基時充賴時清時  
時長幡時時氏忠時惠時時克時次久時忠  
時當久時十八代九五百年餘先是此島鑲倉  
御藏入地頭大浦口氏在鑲倉聽事上妻氏  
為代官在島宰貢稅亦高野入道野間入道  
熊毛入道以上三入道上中下三郡司也

一 島主姓之事

号藤原大浦口姓也當島下向之時請之改

平姓云云

一 島主幕紋之事

三鱗形時政讓紋也亦龜甲内上羽向蝶太  
浦口之紋為家吉例年頭規式用此紋

一 島主馬印之事

菅笠形白兔皮出黑鳥毛也家傳馬印雖為  
鳥毛卷立高麗障之比 太守義弘公御馬  
印依相似久時改之云云

一 島主重代太刀之事

「巴長二尺五寸二分」は、日高本に「無銘長二尺五寸二分号巴作」とあり

太刀一腰 巴長二尺五寸二分 及一寸二分 信基相傳

太刀一腰

備前三郎國宗

長二尺八寸五分 及一寸二分

時政謀也

一 島主住所号、赤尾木宅地之事

信基六代時亮本城 十二代忠時池田黑

山尻 十三代惠時屋久田 十四代時亮本

源寺地後内城 十六代久時野久尾後号石峯

慶長十四年移内城 十七代忠時寛永元

年家内城上屋地至今

一年始古例之事 不知何代始

正月元日島主社参

六日初狩島中給人群集鹿倉式例六郎山朝

也此笠松夕集阿僧平構棧敷家老面々候而狩

人数并弓鐵炮負數狩奉行披露之亦西向

庄屋饌雜餉鹿一賜之古例也

十一日

晨朝本源寺社檀御戸開有軍陣祈禱至晝

午讀誦千卷陀羅尼

黄昏的始新城弓場為式例号三番号射手六人

弓場前後着座三一番二人前弓高家島主一族二番二人後弓不換一門他門  
行着烏帽子素襖後弓高家矢始三番二人前弓高家一度一人二矢宛射三回矢  
 數定六本至二度終前五人咸中則三番後弓  
 不發一矢為外亦前五人外則不發矢為中是  
 謂插依惣中惣外凶也六本皆中鵠繼之一  
 番前弓繼之時賜太刀馬自余射手繼之時  
 賜馬或外一矢無賜物有禮法故實弓場構  
 校敷為島主名代家老出座而召出射手繼  
 之面々賜目錄射終直參候島主館賜盃酒

有規式半繼為吉云云

二夜三日温座祈念始的始同時一島僧老若會同  
 本源寺誦陀羅尼

島主館招三箇寺住持其外能化僧有年始  
 佳儀詠和歌題柳舊例也不定日

一 赤尾木三ヶ寺之事

本寺洛陽本能寺

言祥山本源寺 菩提所免地一反九畦八步

寺領百斛

高棟厚板葺釋迦堂 七間四面 丈間

社領三十斛

右向祖師堂 五間四面 九尺間

位牌所廿斛

右同

杜禮

桁行四間  
梁行三間

八尺間

右同小板背

拜殿

三間四面

七尺間

平棟板背

位牌所

四間方

板背

膳配所

四間三間

右同

客殿

七間三尺七間

右同

庫裏

六間方

右同

書院

四間三尺六間

小板背

山門

惣門

日蓮大上人曼陀羅一軸

建治三年十月御筆

島主十三代惠時寄進

天文十八年十月八日有  
文書

同御書一軸

安國論

洛陽宗真筆

當寺十一代日周寄進

寺號額

洛陽宗真筆

島主十七代忠時寄進

山號額

江府佐々木玄龍筆

島主十八代久時寄進

文明元年草創開山淨光院日良法印

生國淡州  
之人也

開基大檀島主十一代時氏法号金山院殿日翁

大居士元禄二年迄二百廿一年自開山至當住日慎

住持十四代

永禄六年造替願主十四代時亮息時次号

「寄附地廿斛」  
は薩摩國種子島  
家御家中行事  
属類雜記による。

要法院日要七歳而死去為菩提再興是時移  
寺地於時竟屋地至千今自永祿六年百廿七年  
社領三十斛之事

十六代久時依心中所願寄進盡未來際不  
可變此土地旨慶長十四年正月十一日有  
文書

正月廿日島主招請當寺有古例詠歌題  
寫是舊式也客亭一首宛  
至相伴向々  
慈遠寺祈願所免地二文八畦廿四步  
寺領八十斛  
寄附地廿斛

高棟小椽葺 釋迦堂 五間四面 八尺間  
右同 祖師堂 三間四面 右同  
右同 杜檀 三間二間  
右同 拜殿 三間四面  
平棟板葺 客殿 六間 六間三尺  
右同 書院 五間 六間  
右同 庫裏 五間 四間三尺  
右同 明

寺號山號額 洛陽宗真筆  
島主十七代忠時寄進

社檀上有丸山号春日山首律宗之時勸請  
奈良春日云云

俗云大同四年建立云云始律宗南都興福



寺末寺云云律宗歷代十惠全惠全誓貞源  
瑜公圓林島主八代清時六男  
法華飯伏之時住持長享二年改宗日号  
本隆院日惠律師明應二年十一月十五日遷化後隱居中之村  
上野極樂寺後改本善寺

自大同四年至十惠遷化嘉慶元年五百八十  
年自十惠至日惠改宗百二年惣六百八十二  
年律宗歷代才五世疑大同年号違欽惠  
至當住日演十五代年數二百二年  
寄附地廿斛之事

日蓮大上人曼陀羅一軸治平年御筆本興寺日諦  
上人弘治二年八月寄進當寺第一什物矣  
然實永正保年間本尊有偽筆聞寺檀不  
尊信依之為極真偽正保二年曼陀羅上洛  
本能寺日善本禪寺日末妙蓮寺日威各  
三上人會議無疑真筆也爰島主十七代忠時  
京都田中氏方有借銀七十貫自余無返濟  
期故譴責之急也時曼陀羅上洛田中氏  
幸之之以方便抑留竟不許下島無是非直

借銀為返辦者慶安年中也其砌無襍者  
借金多四方貢稅乏年久故延引云十八代  
久時萬治三年九月高杉斜永代寄附有文  
書

正月八日島主請當寺儀式有古例詠歌題梅  
豐山山中古勸請正八幡宮有流鏑馬云其社  
跡今在馬場号石躰原

年號不詳享祿天文之比及欽唐船十艘來  
赤尾木沖碇下爰石火矢無寸止時其音如

雷聲真遠聞之者策駿馬近見之者帶弓箭  
銳兵如飛馳來既議防禦道日輪寺日源為  
問彼來朝故棄唐船僧俗二人奮從時忽出火  
於大船南風急吹風下船不克拒之十六艘  
一時燒亡不免一人死矣人舉唱萬歲聲暫  
不止云云惜哉日源主從共燒死或記云日源  
九月廿日遷化是日欽俗云當寺日惠四代  
日尊律師籠社檀碎肝膽祈禱時春日山  
二鳩飛行沖大船止檣見否哉出火云云

龍華山

大會寺

寺地始在屋久田

寺領五十斛

平棟板葺

佛祖一堂

七間八間

平棟板葺

客殿

六間方

高棟小板葺

社檀

九尺四面

右同

庫裏

四間六間

平棟板葺

拜殿

二間九尺

小板葺

明

寺號額

前河為善筆

島主忠時寄進

草創年号不詳應安年中欽開基大檀明  
有大禪定尼七代賴時室

始律宗三島法華皈伏之時住持喜道清時

不改宗且隱居中之村河内延德二年九月

十一日遷化謚自悅坊日悅而為改宗祖師

日悅至當住日成十三代二百年

正月五日請待島主有古例詠歌題霞

本津寺未寺

妙久寺

寺領十斛

板葺

堂客殿

四間三尺三間

右同

庫裏

四間二間

草創年號不詳為島主幡時時氏建立云  
天文十二年時亮被襲祢寢重長内城没落

之時據當寺有和睦之儀  
慈遠寺本寺  
妙法寺

寺領十斛

堂容殿 三間五間三尺

庫裏 三間四間

草創年号不知開基比丘尼照圓大姉六代清時息女  
正月十七日忌日也

一 島主家為島津家旗下事

不詳島主七代對馬守頼時貞治五年ヲシタ率島津氏久公戰死千肥後州此時代欽頼時父

時充祖父時基屬京都幕下處々軍忠有文書貞治五年元祿二年三百七十二年

一 屋久惠良部兩島之事

應永十五年 太守元久公賜島主清時是再領也二百八十二年

一 硫磺竹島黑島三島之事

應永年中 太守久豐公賜清時永享年中被召上之 太守忠國公御代島主九代時長代

一七島之内卧蛇平二島之事

永享八年 太守用久公賜島主十代播時  
永正末年被召上之 太守忠國公御代島  
主十二代忠時代

一三島 種子屋久法華一宗敏伏之事  
惠良部

文正應仁年間島主十一代時氏代

一太守忠治公加賜新地百町事

永正九年島主忠時依軍忠也

一島津家賜御諱字事

島主十二世武藏守忠時文明十七年依軍  
忠 太守忠昌公始賜御字又十六代左近  
大夫久時天正八年 太守義久公賜御字  
余來世々賜之

一太守家與島主家縁組之事

勝久公御息女島主十三代惠時室 不見系圖  
男子一人

出家勝本  
院日法

日新公御息女十四代時亮室 女子二人一人伊集院忠  
棟室一人龍伯公窟中

御姬二人一人島津相模守久仍母儀  
一人家久公窟中号國分御前



義文公簇中

時克息女御壘二人記石

家文公御息女十七代忠時室

女子一人男子一人  
十八代文時是也

先文公御息女十九代義時室女子二人男子一人

一 島主官位昇進之事

十二世左兵衛尉忠時明應六年三月十六日

任武藏守

十四代左衛門尉時克天文十年四月七日叙

從五位下任彈正忠弘治四年二月十七日轉任

左近衛將監

一 島主家支流之事

一 岩河家 有度流

信基五男 六郎左衛門信家當寬右衛門十六代

一 肥後家

二代信式四男 左衛門尉信清當助左衛門十七代

一 西村家

三代信真六男 四郎左衛門信時當織部十三代

河東

信時二男 尾張守時定當茂兵衛十三代

下村

分流多末一流有隅州國府為昵近

信時三男

出羽守時豐當紋右衛門十四代

一美座家 有庶流

八代清時四男

對馬守時里時晟養子大和守時是

十二代忠時六男

當源右衛門時益六代

國上

大和守時宣子能登守時通之

二男二郎右衛門時滿流六郎

兵衛四代

此一流昵近

種子島主水時春家之事

三男駿河守時章流伊兵衛五代

能登守時通之嫡女奉仕

龍伯公薦中稱一之臺賜新地

千斛伊勢長門守貞清二男

主水時盛為一之臺養子時

盛至當主水時春四代

一種子島權允家

之庶流在大口為昵近

十一代時氏二男

大和守朝時當權允時新五代

一 種子島內記家之事

出雲守時述對家嫡有逆心事被誅時有三歲男子乳母藏懷中竊出此島往國府成長而号出雲守時連嫡子六兵衛時秀之流也內記六代

此一流近

種子島伊兵衛時壽家之事

右六兵衛時秀妹嫁南鄉久八忠吉生忠清忠吉死後太守家久鄉光久公為御局賜新地三百斛依

一 中田家之事

十二代志時五男

山城守時立當庄大夫六代

光久公之命時壽繼祖母遺跡實忠清子也

一 河內家之事 有庶流

攝津守時貞當市兵衛七代

一 祢寢重長襲來干當島事 百四十七年

島主加賀守惠時代天文十二年三月廿二日軍兵三百余渡海來急攻內城時亮惠時長男時十六歲

籠城而防戰時有和睦之儀重長飯鄉

一 鐵炮始之事 百四十五年

天文十二年八月南蠻人鐵炮二箇持來翌年亦同國船來然有鐵匠習製道數十鐵炮製其昔年流布世

一 肥後州於矢崎水俣島士戰死之事 百十年

天正八年 太守義久公御代島主久時代

一 肥前州龍造寺隆信島原御合戰之事 百七年

天正十二年島士數十人參陣戰死一人

一 筑前豐後御合戰之事 百四年

天正十四年之秋久時往往軍忠島士戰死九人

一 高麗入之事 九十七年

自文祿元至慶長四年久時軍忠之事不可

勝計

一 所替之事 九十五年

文祿四年久時移知覽慶長四年賜本島時

島津典厩以久移此島家新城忠無此島誕生

一 屋久惠良部兩島被召上事 九十二年

慶長四年當島本復之時兩島之儀一節有  
御借用御證文慶長十一年當島居代官奉慶府  
十二月燒失云云  
公用年久矣矣久時死去忠時未生以前慶長  
十七年夏慶府士中村與左衛門為代官屋文  
下島從其直為公領云云

一 庄外弓箭之事 九十一年

自慶長四年春至同五年春十二月島士數  
十人戰死

一 関ヶ原御合戰之事 九十年

慶長五年九月島士三人於伏見御館戰死

一 穆佐陣之事

右同年十二月島士二人戰死

一 琉球入之事

慶長十四年島士數十人渡海五月皈朝

一 當島御藏入高賜四千斛事

寬永十年秋也是慶長末年御分國中御  
竿此時島主幼雅也家老以不勘一萬四千  
斛檢地也以一萬斛為本高四千斛為御藏入



數雖許之無許容數年貢納麿府御茶入  
御禮依彼是賜之云

一廻國上使御下島之事 五十七年

寬永十年屋久島御渡海陸西御通道赤  
尾木御着小出對馬守殿城織部殿能瀬  
小十郎殿以上三人麿府御家老川上目幡  
守久國御供

一忠時麿府居住之事

寬永十年六月依 光久公之命也

一島主爲 太守家老職事

十六代久時慶長四年 義弘公御代  
十八代久時延寶七年 光久公御代

一島主年始 太守目見之事

古例正月十一日御太刀進上忠時麿府居  
住以後四日爲式日往首無打籠進上故改  
席獨立御寒御寄合也頃年久時御家老  
役依之御役目并元日御太刀進上家太  
刀義時進上式日也

一 忠時奉見 將軍家事

寬永七年四月十八日

家光御江江戶櫻田

館 御成之時同廿一日

大相國秀忠御江

寬永十八年五月十二日

家光御江光久公

使之時

寬永廿年九月十日

家光御江右同断之時

一 種子島預人之事

平人并下久流罪畧之

家久公御家老

比志島宮内少國隆 六十二年

寬永五年二月下島同年十一月御誅伐

光久公御祖母

永春公

五十六年

寬永十一年御下島慶安二載九月卒去

永春公御息女并御孫

喜入攝州内室息女北村越州内室 五十一年

寬永十六年六月下島

島津大膳父憲

寬文三年三月下島同五月縊死獄舎

一 太守江島主獻上物之事

忠時以來粗考之

鐵炮百挺五々 元和中

家久公江忠時

御茶入一号茶子

寬永六年

忠時

御脇指一腰三原 承應三年 光久公江忠時

法華經一部一卷一紙 寛文三年 久時

古今一部 竟好筆 同年十二月 綱久公江久時

唐繪一軸 王昭君 胡國入 右同時 久時

屏風一双 狩野与市筆 小原御筆 同五年三月 光久公江久時

獅子香爐一唐 右同時 久時

御守一幅 日蓮御筆 同十一年二月 綱久公江久時

一 久時江府参勤之事

承應元年五月至同二年六月 光久公證人 依御篤望進之

萬治三年五月同九月三テ 使節

寛文二年七月同十一月三テ 右同

同六年六月同九月三テ 右同

同十二年三月至延寶元年六月三テ 高輪詰

延寶三年四月至同四年九月三テ 右同

同七年四月至同八年七月三テ 芝詰

天和二年二月至同三年六月三テ 右同

貞享三年閏三月至同四年十二月三テ 高輪詰

元禄元年六月至同二年八月三テ 芝詰

一 又時奉見、將軍家事

策應二年正月三日 家綱卿江 證人之時

萬治三年七月朔日 家綱卿江 使之時

寬文二年九月朔日 家綱卿江 右司

同六年七月廿八日 家綱卿江 右司

貞享四年八月七日 綱吉卿江 綱貴公御

家督之時

一 島中十八ヶ村之事 村々記左

西面村

一 高八百三十斛 一斗七合

一 男女七百五十九人 内男女二百三十九人 給人

一 牛馬百二十二匹

貞享四年内改  
本海寺末寺

妙泉寺

寺領二斛

板倉 社檀二間拜殿上堂五間客殿第庫裏三間

草創年月不詳 三島法華道寺師淨源院日典

正師寬正四年四月廿一日遷化矣 後為日典位

牌所 每年是日於當寺法事執行矣

慈遠寺末寺 滿徳寺

寺領二斛

第壹  
社檀一間佛祖上一堂三間客殿三間庫裏三間

草創年号不詳開山慈遠寺隱居貞源

一塩屋 大崎 石寺

氣利之内有丸山号伊勢弁礼昔勸請天照  
大神宮古跡山景殊勝也

國上村 赤尾末行程三里

一高二百五十一斛二斗八升一合

一男女二百七十四人 内八十六人 士給人

一牛馬五十二匹

本源寺末寺  
本法寺

高棟板屋  
社檀九尺堂第壹客殿上月庫裏

草創時代不知

浦田大明神 神領一斛八斗余

八月十五日祭禮

一塩屋 湊上下 島中塩竈始二番

午日狩之事

每年霜月初午日鹿狩以其肉祭山神式法  
古例也

潮祭之事

於御崎号貴志六月十五日老若群集祭礼爲  
除潮風之災矣古例也

安納村 二里

一高八十八斛三斗三升六合

一男女百廿九人 内男女四十四人 七給人

一牛馬三十五匹

大會寺末寺本蓮寺 開基不知

第壹社檀一間 堂客殿四間 庫裏三間

一塩屋 澳濱田

島主十三代惠時有屋地跡

現和村 二里

一高四百五十二斛八斗三合

一男女三百九十八人 内男女百十二人 七給人

一牛馬六十六匹

大會寺末寺隆興寺 草創時代不知 寺領二斛

第壹社檀二間 堂客殿三間 庫裏三間

右同大正寺 右同

板倉  
杜檀一間 堂客殿上方 庫裏二間  
一 塩屋 浅川

六月十五日風本法受權現祭礼地人群集張行的終日事飲食云古例也

古田村 二里

一 高五十九斛三斗二升二合

一 男女四十三人 内十三人 給人

一 馬八匹

蓮勝寺本源寺 草創不知 寺領二斛

杜檀九尺六尺五寸 拜殿二間三尺四寸 堂客殿五間三尺六寸 庫裏三間三尺

神領之事 十七斛四斗一升五合

島主十六代文時崇敬為心中所願高十斛處寄附之盡未來際此土地有不可替之文書依之新竿增七斛四斗餘

此地時氏自十二歲至十六歲居住亦文時假家此處今在礎石

住吉村 二里

一 高百七十四斛八斗八升七合



一男女二百五十六人 內百二十八人 王給人  
一牛馬三十六匹

一益屋 能野上下

本源寺

本成寺

開基不詳

寺領二斛

板音

社檀一間佛袒二間一堂二間客殿四間庫裏三間

島主十四代時竟有屋地跡

片山八幡宮社跡及上有東山中野古大社諸

人尊崇云云

與次瀨之事

俗云不知何代有此浦澳人與次者或時海底  
頂一鐘浮波上人怪見之處置鐘於瀨上與  
次云今有一鐘得之不難少時可待入海  
再不見拳也云到龍宮矣此鐘寄進片山  
八幡宮其後改宗之時奉納龍華山一島  
珍寶也奇哉是鐘無時虫食漸聲止虫徒  
嘆之雖禱佛神無益廢失矣其瀨名與次瀨

安城村 三里

一高二百七斛八斗五合

一男女百八十七人 内百六人 給人  
一牛馬三十五匹

一塩屋 川殿

本源寺末寺 妙泰寺 草創不詳 寺領二斛

板倉 社檀一間 佛堂第章 客殿四間 庫裏三間

增田村 六里

一高四百七十一斛二斗

一男女四百三十三人 内百十人 給人

一牛馬八十七匹

一塩屋 号小塩屋

本源寺末寺 清淨寺 草創不知 寺領二斛

板倉 社檀一間 佛祖上月 一堂三間 客殿第章 庫裏三間

東有石窟号魔多手 島主十代幡時修天大法

日來到窟執行此法矣五十八歳影死於窟中

云云八月十七日忌日也是日土民畏靈風不出

山野海邊云云

納官村 五里半

一高二百十二斛七斗二升

一 男女三百一人 内百三十三人 給人

一 牛馬五十匹

一 塩屋 竹川

慈遠寺 妙昌寺 開基不知 寺領二軒

板音 社檀 一間 堂客殿 四間 庫裏 三間

野間村 七里

一 高七百二軒二斗五升五合

一 男女四百四人 内二百四十六人 給人

一 牛馬百十八匹

一 塩屋 下田

本源寺 日輪寺 山号林高山 寺領十軒

社檀 一間 堂客殿 六間 庫裏 五間

貞和二年草創島主六代時充有故誅所殿

依其靈宗祝日輪宮其後法華改宗之時為

寺號安置日輪大居士位牌忌日三月十八

日也三百四十四年

一 手牧 号本增 貞享四年改 馱數二百四十七匹

油久村 七里半

一高三百七十八斛九斗六升一合

一男女二百七十三人内百十九人 給人

一牛馬六十八匹

一塩屋 阿高磯

一牛牧 号大町 馱數百五十九匹

本隆寺 慈遠寺市寺 開基草創不知 寺領二斛

第葺 社檀四面 板葺 堂客殿三間 第葺 庫裏三間

### 坂井村

一高六百四十七斛四斗四升九合

一男女三百七十七人 内六十九人 給人

一牛馬百二十二匹

一塩屋 阿嶺 屋久津 梶廻 上下

淨光寺 本隆寺市寺 寺領二斛

板葺 社檀四面 上月 拜殿二間 上月 佛祖一堂三間 上月 客殿四間

第葺 庫裏三間

文明年中建立三島開山日良法印隱居所也遷化於當寺有石塔

正法寺 律宗之時寺云云

正月三日初狩雖古例近年實成院殿妙種  
日清大姊依忌日以四日為式日云云

東海邊有高山号御嶽山松林南北三百間計其頂上往昔勸請熊

野權現云云社檀地形今存在矣神石跡大小其

下号熊野浦濱中多路一島各物絶頂臨四方東漫々蒼海

無涯西廣々入江江松南阿嶽塩屋汚濱松山

美景也直下深淵号唐船洲往年唐船繫

纜竟沉是洲因名之北漁村家々連今熊野

油又村內地景尤無類也

島間村 八里

一高四百廿八斛八斗四升八合

一男女四百十一人 内五十五人 給人

一牛馬百二十一匹

一塩屋 牛野

手牧 号崎原 駄數百五十五匹

本妙寺 本清寺末寺 寺領十斛

杜檀板屋 拜殿上方 佛袒上方 一堂上方 客殿上方

庫裏三間

草創時代不詳律宗之時号大光寺改宗住持隆錯寺号改本妙寺

每年十月地人鹿狩射的有古例号大藏の關如則有凶事云傳云大藏臨終焉期遺言吊我死後必鹿狩以其肉祭可張行的依之執行云云

### 平山村

- 一高七百九十九斛八斗六升五合
- 一男女四百三十人内九十二人 給人

一牛馬九十四匹

一塩屋 假宿 是近年移赤崎建新寢

善福寺 本源寺志寺

社檀 一間 上方 佛祖一堂 三間 上方 客殿 五間  
 庫裏 三間 四間

草創時代不詳初有寺地廣田

海邊有大窟天井左右石壁平直而不及二匠半天工也窟中南北十四間東西十九間其中間大柱局々廊下潮汐出入口二北向一口

上下左右五間許一口二間許奧雖白晝如  
闇夜遊窟中千潮間也人舉愛示潮憎滿  
汐是深遊興也前面小島二号濱島弁島  
因地景每上也重陽之佳節老若縉素群  
集忘歸路云云

莖永村 十里

- 一 高千百十二斛七斗三升五合
- 一 男女五百八十七人 内百三十五人 給人
- 一 牛馬百三十六匹

一 塩屋 竹崎

卷遠寺市寺 遠妙寺 草創時代不知 寺領三斛

板邊 社檀上 拜殿二間 佛上 祖一堂二間

茅葺 客殿三間 庫裏三間

此地峰高數十丈如立屏風人家有其下天和  
辛酉自四月初至五月末霖雨前代未聞也  
是時峯形雪八十間許崩落男女四人斃死  
後者為識之

山中有大池 另法蘭池廻廿町余初冬至仲春水鳥多群地人待闇夜立池邊峯以竿網捕池邊往來鳥名曰越



神靈号法滿大明神每歲九月中九為式日於池邊有祭禮老岩群集古例也

竹崎浦五町許沖有小島廻許是景地也又東西有通窟其間四十間許橫一間半二三間棹扁舟通窟中左右勝景無可比矣

### 上里村

御前帳加蓋永村

一高百六十三斛四斗三升九合

一男女八十九人 内三十三人 給人

一牛馬三十匹

慈遠寺寺

### 善林寺

開基不知

寺領二斛

板葺

社檀

拜殿

佛祖

一堂

茅葺

客殿

庫裏

有密栞名木木下一段六畦不知歷幾年百木也

### 中之村

十里

一高千二百八十九斛三斗三升五合

一男女五百二十二人 内百六十八人 給人

一牛馬百十七匹

一塩屋 中塩屋

一牛牧 号前田本 馱數九十三匹

本善寺

寺領三斛

社檀一間 拜殿二間 佛祖一堂五間

客殿一間 庫裏三間

草創時代不詳初号極樂寺寺地法華改宗改

本善寺云云

大會寺喜道遷化于河内其寺跡号信光院  
寺地殊勝也其傍昔有温泉跡湯涌出處  
今至極寒土民俗之忘寒苦然者修補之反

舌諸人除病苦一島寶也

真所西有松山昔勸請八幡宮其社跡今在  
山景異他每年五月九月冬禮射的云云

西之村 十三里

一高四百四十斛七斗七升四合

一男女二百五十五人 内百廿五人 給人

一牛馬百三十九匹

一塩屋 砂坂 立石 島中蓋竈初三百年余

本目寺 開基不詳 寺領三斛

種子島民俗 14号  
では  
客殿 三間  
二間三尺  
とある。

板葺  
社檀一間拜殿三間佛祖七間一堂五間客殿三間庫裏三間

金剛寺 開基不知 寺領一斛

龍泉寺 右同 寺領一斛

潮祭之事

於御崎号加登冬良每年老若群集有祭礼是

為除潮風災古例也近年号島尾大明神勸

請一石以九月中九為式日

天文十二年八月南蠻船來此浦鐵炮相傳

百四十五年

俗云不知何代往昔異國船逢逆風破損于  
西之村東海一人不免死其屍埋處高濱中  
是其證云其枯骨至今間々有見沙中者  
骨大長十倍常人矣俗是謂鬼界寄不審  
予按弘安年中蒙古國船數千艘來于日  
本處々漂着云此時代欽

貞享三年改  
一御用木之事 島中

九百四十八本 松 五葉梅

貞享四年改  
一船數之事 島中

八十艘

八端帆下二枚帆

元禄元年改  
一鐵炮數之事

百九十一挺 六文下

一大風大潮之事

元禄元年八月十八日自午刻至亥刻海邊人家盡為大潮流失七八十年以來未曾有也島中頽倒家八百四十九軒死牛馬百十七匹船數二十二艘田畠破損不可勝計

島中  
諸士持筒

這冊編集者

島主御家奉仕之士粗

不可不知之若輩面々

泥他問為當惑者為之

其大概也雖然無他問

而多無益事而已可謂  
戲書矣元祿二臘月上  
澣終筆

藏書

美在六右衛門

時成

# 懐中島記

増村 宏

「懐中島記」は「種子島ポケット便覧」とも称すべき漢文体の書物である。撰者の上妻七兵衛隆直は延宝七年（一六七九）から種子島家の家老であったが、それ以前の物奉行の時に、種子島家十八代の久時（寛永十六年・一六三九—享保七年・一七二二）の命によって、「種子島譜」を初めて編集し、それは延宝五年に成った。この種子島家の第一次の家譜編集事業及びそれに続く第二次・第三次の編集事業については既に私に発表したものがあるので（拙稿『種子島家譜について』文理学部紀要「文科報告」第三号、昭和二十九年参照）、重ねて詳細に述べる必要はないが、後文において「豊山文庫本」の説明に関連して上妻隆直の編集事業のことに少しく触れる。

懐中島記の著作の目的、その著作年代については、その跋文に（農学部本による。松下本は年代がなく、文言も多少違う）

「この意訳文、この書物を編集するのは、島主の御家に奉仕する者の、ほぼ知らなければならぬ事柄で、若輩の者たちが他人に聞かれて答えられず、当惑するであろう者のためにしたというのが、その大体の理由である。しかし編集に当って広くよその人にたずねたわけではなく、しかも多くは無益のことにすぎない。これは戯書と

為当惑者為之、其大概也、雖然無他問、而多無益事而已、可謂戯書矣、元禄二年臘月上澣終筆

隆直の書翰が幾通もあり、上妻隆直に関する資料としても注意すべきものである。昭和三十七年九月末附記。

鹿兒島大学附属図書館農学部分館収蔵の懐中島記（農学部本と略称する）の奥書に

種子島豊山文庫蔵本を借りて謄写す  
大正六年十一月 小出教授

とあり、これは農学部の前身、鹿兒島高等農林学校教授小出満二氏によって謄写されたものである。小出氏（明治十三年・一八八〇—昭和三十年・一九五五）は大正三年一月から、同十一年十月に文部省実業事務局に転出するまで農政の講座を担当し、次いで昭和十一年九月から同十三年四月まで、同学校長・兼九州大学教授として在職した人である。同氏の専門学科のことや学校経営のことについては、それを伝えるに適当な者があるが広く民俗資料や古物蒐集にも趣味をもった人であると聞く外に、同氏に特筆すべきはその文献蒐集のことである。

農学部分館所蔵の「小北文庫」洋書七百二十余冊は、同氏が教授時代にオーストラリア出張のとき、同地に滞在した実業家北村寅之助氏の援助によって集めたオーストラリア・南方地域関係の欧文書籍であり、両氏の姓を一字づつとって文庫に名づけられたのであるという。なお本誌第四号（昭和三十一年）に掲載の荻原弘明氏の「鹿兒島大学附属図書館農学部分館所蔵東南アジア関係欧文書目録」、及びその附記参照。小出氏が謄写蒐集した貴重な古文獻には「御家記」（宝暦十二年・一七六二）の跋文のある種子島家を中心とした史書「奄美史談」・「徳之島事情」・「志布志旧記」などがあって、農学部分館に収蔵されており、懐中島記もその一つである。懐中島記農学部本は

いべきである。元禄二年十二月上旬、筆を終る）とあることよって知られ、また記事のうちに、例えば西之村の項に

天文十二年八月、南蚕船来着此浦、鉄炮相伝、百四十五年（松下本、百四十六年）

とある百四十五年の数字は（年数の誤記のことは別として）、天文十二年（一五四三）から元禄二年（一六八九）までの年数を表わす用意をしているのであり、また赤尾木の本源寺についても

文明元年草創……元禄二年迄二百廿二年

とあり、懐中島記の編述の年代を知る傍証になる。種子島家の歴史の編述に従った上妻隆直に、御家に奉仕する者のための「種子島ポケット便覧」の編著のあることは首肯できるところである。上妻隆直は「種子島家譜」によって元禄十五年（一七〇二）にはなお家老であったことを知るが、その生卒年を明らかにする資料を私はもたない。あるいはその子孫の家の系図などによって明らかにできるかも知れない。

（附記）今年三月の種子島行きの後で、原口虎雄氏から豊山文庫に「種子島雑話」というのがあることを教示され、同氏が昨年筆写されたのを借覧することができ、また先日西之表市立図書館で貸出し先から返却してきた「種子島雑話」を見ることができた。

縦二十六種、横二十種、紙数六十枚が残る。その書名は仮表紙のもので、書物の前部が失われているので、元の書名は不明である。十七代忠時（左近大夫、慶長十七年・一六一二—承応三年・一六五四）、十八代久時（藏人、生卒年本文）、その他の書翰、記録類の集録であるが、久時から上妻隆直にあてた書翰、及び上妻

美濃版三十七枚十行、一行二十字づめ、漢字に返り点送り仮名・文字の間につなぎ印などがつけられ、所々に訓み仮名がつけられている。

農学部本の外に、懐中島記には鹿兒島市下荒田町の正建寺の松下日慈氏所蔵の写本（松下本と略称する）がある。松下本は松下氏の父君（種子島西之表の栖神社初代の神官、松下九八郎正澄）の時から伝えられたものであるという。縦十九種半、横十三種、紙数三十六枚、九行づめの写本である。もっとも、その跋文から後の七枚半には、伊能忠敬の測量関係のこと、及び種子島家歴代について、その法号・卒年を記し、続いて心術・衣服・言語・その他の項に別けて、人の心得うべき訓戒が載せられ、その後には

右巻冊赤尾羽生氏之御方借用了し写置くものも也  
という奥書がある。伊能測量関係の記事には

- 一 種子島周廻三十六里廿三町五十五間
  - 一 納官村アゲシリヨリ増田村郡原渚マデ一里廿六町四十六間
  - 一 西之表池田浦渚ヨリ現和村田ノ脇渚マデ二里十五町十一間
- 右周廻横間、天文者引繩、并此方ノシラベト引合ニナリ書ノスルとあり（これらの里数については種子島家譜の数字、大日本沿海実測録、別名輿地実測録の数字、後述の「方角札帳」の数字を挙げて説明する必要があるがそれを省略し、今は松下本の数字のみを載せる）、次に天文者の姓名、人数を測量隊の東西両班に分けて列記し、

合十八人江戸ヨリ御下国、御宿慈遠寺客殿ヨリ脇坊、鹿兒島ヨリ御役々町宿、麩府ヨリ御下国御記録奉行御兩人・書役四人・絵師二人・棟梁大工一人・作事方大工・御兵具方足輕十七人・賄方肝煎人并請負町人、其外船頭・水主多人数、文化九年壬申四月廿七日

(廿六日が正しい、増村註) 屋久嶋ヨリ御渡海島間村御着船、夫ヨリ西東二手ニテ渚ヲ引繩ニテ、西ノ手国上村廻、現和村ノ内田ノ脇ニテ御寄合、麓へ御出也、種子島周廻・横間、前ニ記スナリ、天文測量方ト云

とあり、この外にも測量関係のことが、種子島十八ヶ村の項の西面村の条の記事の行間に飛びとびに

西町札ノ辻ヨリ、カリヤマデノ里数朱書ノ通り也、余是ニナラへ、十八ヶ村里数ハ文化九年壬申天文者測量方トメ、江戸ヨリ御下国ニ付、種子嶋役々、内シラヘ有之、西町札ノ辻ヨリ引キ繩ニテ村カリヤマデ里数、朱書ノ通りナリ、一間ハ六尺三寸ニシテ可致命アリ、一里ハ三十六丁

と記入してあり、また各村にも原本に記入してあった里数と考えられるもの(例えば現和村について言えば、赤尾木二里半という里数即ち赤尾木から現和村までの里程)とは別の東西・南北・周廻の距離を何里何丁何間と、これまた行間に書き入れてある。例えば、現和村では、二リ二丁十七間、東西卅一丁十五間、南北一里十六丁、廻四里十五丁十三間とあるごときである。これらの里数は、種子島の伊能測量関係の資料である「方角札帳」の現和村の項の

- 一 西町札之辻辰巳之方式里ニ飯屋元有之
- 一 東西三十町拾五間
- 一 南北巷里拾五町

及び朱書の 惣廻四里拾式町三拾間とある数字に近似し(誤写もある)、松下本に記入してある里数は、伊能測量のときに種子島側で用意した資料の数字であることを知らしめる。そしてその記入が「羽生本」では朱でなされていたことは、前掲の文章でも明らかである。

あり、また松下本のこれらの記入の横に朱、朱と書き示してあることによっても知られる。

伊能忠敬の種子島測量は文化九年(一八一二)のことであるが、それが元禄二年(一六八九)の編集の書物に載せられているのは、この種類の書物の常として、心覚えの記事が後人によって附加、記入されていくからである。現に松下氏も新しく紙をつぎ足した枚数に、また旧冊の欄外にも、いろいろと心覚えを書きつけておられる。

松下本にある伊能測量関係の記事は、考証をまつまでもなく、後人の附記であるが、また次も明らかに後人の増補である。坂井村の項に熊野権現のことが記され、そこに(農学部本による)

絶頂臨四方、東漫々蒼海無涯、西広々入江汀松、南阿嶽塩屋瀉浜松山(松下本、松原)美景也、真下深淵、号唐船淵、住年唐船繫纜(松下本、来繫纜)竟沈是淵、因名之、北漁村家々連、今熊野油久地景尤無類也

村内地景尤無類也  
の文章があり、続いて松下本には  
故每臨此頂上人往昔之方于臨龍泉寺絶頂、嘆賞景  
未明共見海底日

良久遠鷄方報晨ト云七言之詩、長吟躊躇、無不忘還家 西村時影増補之とある(文章に伝写の誤りがある)。西村時影の増補は、故每臨……以下と考えるが、これは明らかに後人による記事の附加である。次に西之村の項の記事を農学部本によって示せば

俗云、不知何代、往昔異国船逢逆風、破損于西之村東海、一人不免死、其屍埋処高浜中、是其証云々、其枯骨至今間々有見沙中者、骨大長、十倍常人矣、俗是謂鬼界寄、不審(松下本、俗云是謂鬼界寄、何国哉)予按、弘安年中蒙古国船數十艘来于日本、処々漂

### 着云々、此時代歟

とあるが、この文章のみによつては、予按以下を直ちに後人の附記が本文に竄入したものとすることはできないにしても、予按以下の二十七字が松下本にはないという事実、また松下本によつて、後人の附記が懐中島記にあるという明らか事実を知つて、改めて右に掲載した文章を見るときは、その按語は撰者上妻隆直のものではなく、後人の附記の竄入と考えられないことはない。私はその考えに傾いて、その可能性を人に語つたことがある。また農学部本の目次の前にある日本書紀の天武天皇、白鳳六・八・十・十一・十二年の種子島関係の記事や、本朝文粹の都良香の天長元年九月の停多称島隸大隅国の論奏も、松下本にはなく、懐中島記の体裁からすれば、それらは附録的なものであり、上妻隆直の原本のものであるかどうか、疑う余地があると私は考えていた。

この西之村の項の記事についての疑問、その他のことにつき農学部本の原本である「豊山文庫本」について検討し、懐中島記に関する知見を確実にしたいと念願しつつ、豊山文庫本の所在について知るところがなかったが、今年一月に種子島実業高校の鮫島宗美氏から、西之表市の榕城小学校所蔵の「豊山文庫」に懐中島記が現存することを教示され、三月、九月の二度にわたつて豊山文庫本について調査した。

豊山文庫は前田謙蔵宗成、号は豊山(天保二年・一八三一——大正二年・一九一三)の蔵書である。同氏は若くして程朱学を修め、幕末から明治年間にかけて、多年にわたつて種子島の子弟の教育に尽力し、また旧主種子島家のために図つて終始変らず、種子島の師表と仰がれた人である。歿後にその蔵書はゆかりの地の榕城小学校に寄

贈されて「豊山文庫」と名づけられ、今年七月に西之表市図書館に移管された。

豊山文庫本懐中島記は縦二十四種、横十七種、表紙とも紙数四十三枚、一頁九行づつ、それに保存のために厚紙の仮表紙がつけられている。前に説明した農学部本の体裁はほぼこの豊山文庫本のそれに従つたものであるが、校合してみると農学部本には文字・返り点・送り仮名などの脱誤がいくつかが教えられる。

豊山文庫本には  
蔵書 美座六右衛門時成

という本文の筆跡とは異なる十字の奥書があるが、農学部本ではこれを採録していない。この奥書によつて豊山文庫本はもと美座家の蔵書であつたことを知る。

大正六年に小出氏が謄写したとき、豊山文庫本には既に相当の虫入りがあつたものと思われる。農学部本には虫喰いの印のつけられている所が間々見えるが、送り仮名・返り点が当然あるべくして無いのは(その誤脱は別として)、豊山文庫本の調査によつて、虫喰いによる欠除であることを私は知つた。豊山文庫本の存在が明らかになれば、それだけ農学部本の価値が減ずるわけであるが、しかし豊山文庫本の現状は、大正六年の謄写の当時よりさらに虫入りが甚だしく、現在では農学部本よりさらに欠字の多い謄写本しかおそらくできないであろうことを思えば、さらには現在豊山文庫に「御家記」が見当たらないことを思えば、小出氏によつて早く謄写本が作られていたことを喜びたい。

豊山文庫本の現状は右のごとくであるが、その調査によつて私が見た知見のうち、重要なのは次の二つの事実である。第一、全巻同



じ筆跡であること、第二、その筆跡、特に謹厳莊重な跋文のそれは、「種子島譜」二冊の序文の筆跡と同じと見られること、である。

西之表市の種子島家に現存する「種子島譜」二冊、及びそれらと同じ筆跡の「種子島家の系図」（十八代久時以前の部分、久時以後は別の筆にて記入）は十八代久時の命によって、延宝元年（一六七三）から同五年にわたって上妻隆直が従事した種子島家の第一次家譜編集事業の所産であるが、第二の事実によって、それらの筆跡と豊山文庫本の筆跡が同じであるということは、豊山文庫本は上妻隆直の原本であることを推定せしめるのである。そして第一の事実によって、全巻の記事すべてが原本のものである。前述の西之村の項の按語も上妻隆直のものであり、羽生本・松下本では日本書紀や本朝文粹の文章を削除しまた西村時影の文章を増補し、さらには伊能忠敬の種子島測量関係の記事、その他諸種の記事を附加したものである、との結論を得るに至った。

なお種子島時哲氏から、粗末なペン書きの懐中島記の写本のあることを教示された。それには種子島家歴代の法号・卒年が松下本と同じ体裁で記載されており、松下本の外に、種子島に松下本（羽生本）と同じ系統の懐中島記が存在していたことを思わしめる。また今年三月に私が農学部本を持って種子島に渡ったとき、中種子高校の下野敏見氏がそれを筆写され、後でそれを印刷に附する計画があることを通知された。これで種子島に農学部本の系統の懐中島記が流布することになる。私も暇をえて懐中島記の校訂本を作っておきたいと思っている。

